

ごみ・資源集積所の設置承認の流れについて (V3)

中津市クリーンプラザ（清掃管理課）

ごみ・資源集積所（以下、集積所と称す）の設置・変更は、承認申請が必要です。集積所の設置承認には、以下の3種類があり、それぞれ必要な申請書類があります。

- ◆一般向け・・・「新規（変更）ごみ・資源集積所承認願」
- ◆集合住宅向け・・・「新規集積所設置箇所申請書」
「集積ボックス規格申請書」
「集合住宅（アパート・マンション）及び新規分譲地等のごみ収集承認願」
- ◆独居向け・・・「(独) 新規（変更）ごみ・資源集積所承認願」

事前に中津市クリーンプラザへ問い合わせの上、各種申請書の提出をお願いします。

【集積ボックス設置承認の流れ】

| 一 般 | 集 合 | 独 居 | 手 順 内 容 |
|--------|--------|--------|--|
| ○ | ○ | ○ | ①中津市クリーンプラザとの協議 ◆一般/独居：設置場所周辺の地図 ◆集合住宅等：建築図面・計画図面等で建築物周辺道路状況が記載されたもの及び想定している集積ボックス概要（カタログ等の写し） これらを基に、集積・設置条件の協議を行う。 集合住宅等には、本資料次頁の様な集積所（7分別）仕様を推奨しています。 |
| | ○ | | ②協議結果から申請 4-3にある「新規集積所設置箇所申請書」、「集積ボックス規格申請書」の提出を行う。 各申請書の提出がない場合は、収集が出来ませんので注意のこと。 |
| | | ○ | ③現地確認作業 1（集合住宅建築前） |
| | ○ | | ④申請 4-3にある「集合住宅（アパート・マンション）及び新規分譲地等のごみ収集承認願」の提出をおこなう。（収集開始される15日前までに提出のこと） |
| ○ | | ○ | ⑤申請 4-2 又は申請 4-4にある「新規（変更）ごみ・資源集積所承認願」の提出を行う。（収集開始される15日前までに提出のこと） |
| | | ○ | ⑥独居の場合は、地元自治委員・地元民生委員との協議を行う。 |
| ○ | ○ | ○ | ⑦現地確認作業 2（集積所設置前） |
| ○ | ○ | ○ | ⑧現地確認作業 3（集積所設置後） |
| ○ | ○ | ○ | ⑨収集の開始 |

集積所設置後は、利用者による自主管理をお願いしています。

管理状況によっては、収集を停止する場合があります。

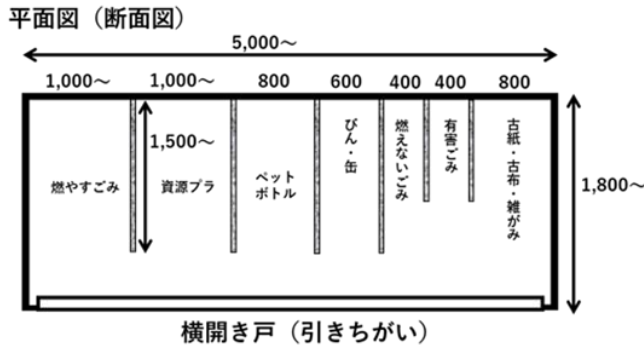
<集積所の収集・設置条件>

集積所の主要な設置条件を以下に示します。

- ①収集ルート上の道路は確保されているか。
- ②パッカー車がバックを必要としない道であるか。
- ③設置場所は、地権者の承諾が得られているか。
- ④ボックスの大きさは、使用世帯数を想定した大きさか。
- ⑤原則、戸別収集は行っていません。
- ⑥地元自治委員の承諾があるか。（独居の場合は、地元民生委員の承諾も必要です）
- ⑦独居の場合は、自らごみ出しをされる方であること。（協力者がいないこと）
- ⑧ごみの収集コース、道路状況及び収集時における安全性の確保等の諸事情により、承認できない場合は収集位置を変更していただく場合があります。

※申請内容に変更等が生じた場合は、申請内容を破棄し承認の取消となります。

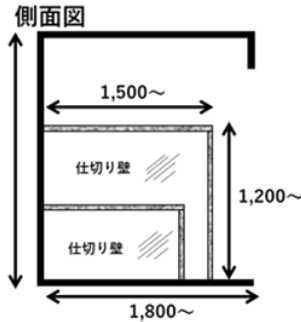
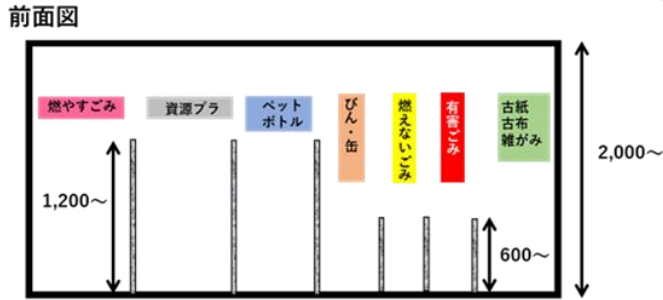
■ 集合住宅等（アパート・マンション）のごみ・資源集積所設置例（7分別）



【設置条件】

- ① 分別の種類ごとに仕切り壁を設置してください。
- ② 種類ごとのスペースは、ごみ・資源ごみの搬出量によって設定してください。
例) 燃やすごみ：1,000mmだと45%袋=約36~40袋程度
- ③ 小動物が出入り出来ない様にしてください。
- ④ 前面扉は、横開き戸にしてください。
- ⑤ 庫内側面に、分別種類・収集日・注意事項等の掲示をお願いします。

※本内容は、アパートにお住いの方々からの声を基に協議し作成させて頂きました。



※概ね20~25世帯のスペースを想定

※住居環境を配慮し、部屋に溜めずに適時排出できる様に「7分別ごみ・資源集積所」の設置をお願いします。

■ 【集積ボックス設置協議】時の添付図面一覧

- (1) 位置図（見取り図）及びゼンリン等の図面
 ※建物周辺の道路状況（市道又は県道等の名称や幅員が記載された物）
 ※隣接地（建物等）との位置関係が判断出来る物
- (2) 配置図
- (3) 立面図
- (4) 平面図
- (5) 設置を想定している「集積ボックス」のカタログ（写し）